

【資料4】 令和4年度障がい福祉施策主要事業の概要について

- ①手話施策推進
- ②障がいのある人のテレワーク推進事業
- ③地域生活支援拠点等整備事業

①手話施策推進事業

令和4年度主な手話施策推進の取り組みについて

(1)リーフレット、パンフレット等の作成及び配布

令和3年度に700部を増刷し、令和4年度、行政サービスセンターや市のイベント及び小学生のための手話教師等で配布予定。

(2)小学生等のための手話教室

【小学校手話教室】

○参加校:9校

○開催期間:令和4年6月～令和5年2月

○開催回数:4回1コース

【高校生手話教室】

○参加校:1校(加賀高校福祉系列2・3年生を予定)

○開催期間:未定

○開催回数:2回1コース

(3)やさしいまちづくり教室

【やさしいまちづくり教室(手話教室)】

○参加校:児童センター3か所、小学校2校

○開催期間:令和4年8月～10月

(4)手話奉仕員養成の充実

【手話奉仕員養成講座(入門編)】

令和2年度、3年度ともに新型コロナウイルス感染症の影響により、入門編、基礎編の開催を中止。令和4年度は感染対策を取り開催している。

2年間中止としており、基礎編の受講対象者がいないため、入門編のみ開催。

○受講人数:9名

○開催期間:5月～10月

(5)旅行で訪れたろう者への観光手話ガイドの実施

現在、加賀市ホームページ「Kaga Signs」に掲載されている加賀市独自の手話単語は、手話単語の動画のみが掲載されているが、そのものや情景が分かりやすくなるよう、名称の説明や画像を付けるなどの動画の改良を行う。

また、既存の観光動画等に手話を付けるなど、手話で加賀市の動画紹介を検討する。

②障がいのある人のテレワーク推進事業

【令和4年度予定】

1 障がい者支援機関向けセミナー テレワークに向けた支援とは

対象 加賀市近隣の障がい者支援機関(相談支援、就労移行、就労継続等の事業所等)

日時 8月10日(水) 13時30分～15時 (オンライン開催)

内容 ・在宅訓練について ・テレワークに必要な訓練、そのポイント
・テレワーク雇用の定着支援について 等

登壇者 脳卒中・身体障がい専門 就労支援センター「リハス」金沢
ボードレスワーク(山口県岩国市)
ワークイズ(東京都)

2 テレワーク型障がい者雇用セミナー(加賀市、鯖江市、安城市の3市合同)

対象 加賀市に在住する障がいのある人

日時 10月予定 (オンライン開催)

内容 ・求人紹介セミナー ・情報交換、意見交換等

③地域生活支援拠点等の体制整備事業

地域生活支援拠点等の概要説明

1. 国が示している地域生活支援拠点等の体制整備の目的

地域生活支援拠点等(以下、「拠点等」)は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

目的1 地域における生活の安心感を担保する機能を備える

⇒緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

目的2 障がい者等の地域での生活を支援する。

⇒体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らしなど、生活の場を移行しやすくする支援を提供

2. 国が示している拠点等に必要な5つの機能

国は原則として拠点等に次の5つの機能全てを備えることとしています。

(ただし、5つの機能の内容は国のモデルケースが記載しており、市町村が地域の実情に応じて機能の内容を決めます)

①相談支援

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態などに必要なサービスのコーディネートや相談その他の支援を行う機能。

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所などを活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 拠点等の体制整備の手法

国は『多機能拠点型』と『面的整備型』の2つの手法を示しており、加賀市では複数の事業所が連携して地域の障がい者を支援する『面的整備型』を行っていきます。

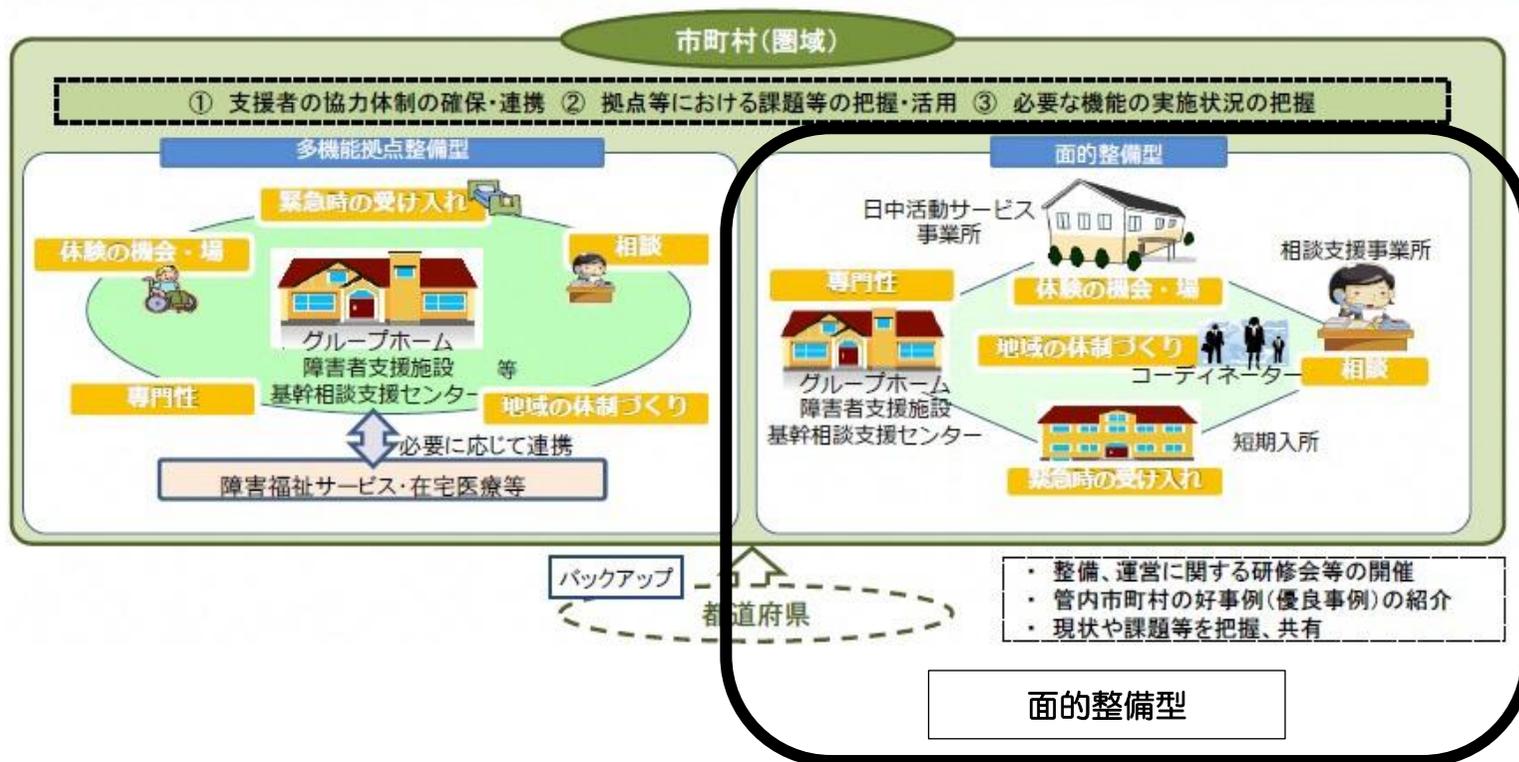
【国のイメージ図】

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



4. 拠点等の体制整備の進捗状況

令和3年度は、市内の福祉事業所を対象に説明会を実施し、参加いただける事業所を募集し、令和4年4月1日から登録申請を受付しました。

令和4年7月時点の登録事業所は、下記の通りです。

○登録申請のあった法人と事業所・・・6法人(21事業所)

○登録した拠点等に必要となる5つの機能の事業所数 ※1事業所で複数の機能を登録することが可

	相談支援系 【相談支援事業所】	居住系サービス 【短期入所・グループホーム 施設入所支援】	日中活動系サービス 【生活介護・就労B型・就労移行支援・自立訓練(生活訓練)】	訪問系サービス 【居宅介護・同行援護】	事業所数 合計
①相談支援	6事業所				6事業所
②緊急時の受入	6事業所	9事業所		1事業所	16事業所
③体験の機会・場	6事業所	6事業所	5事業所		17事業所
④専門的人材の確保・養成	6事業所				6事業所
⑤地域の体制づくり	6事業所				6事業所

今後は登録事業所を中心に拠点等の体制や運用に関する具体的な検討や取り組みについて、協議を行う。